前金	部 分 払	
有	_	口

 令
 和
 4
 年
 度

 河 川 事 推 第 1 - 4 号

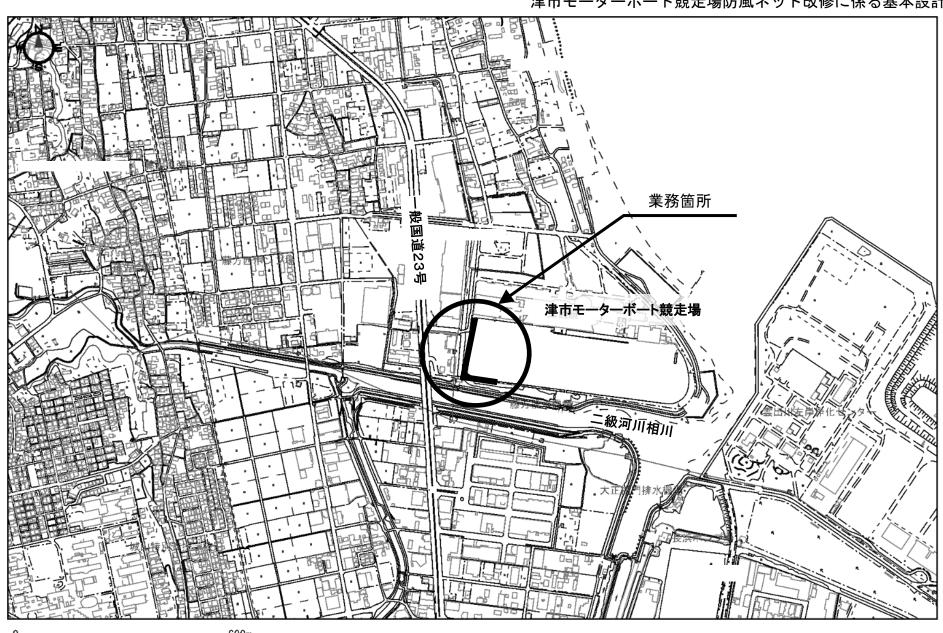
津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る基本設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津

建設部河川排水推進室

令和4年	F度	河川事推	第1-	- 4 号	1	業	務	委	III.	托	設	= -	書
委託場	正	津市藤方地内						長					
安记物	ולז	件川燦刀地四					室	長					
委 託:	夕	津市モーターボー	- 卜競走場防	i風ネット	改修に係る基本設計	業	検り	章 者					
安山	1 1	務委託					担当	主幹					
設計額							設言	計者					
以口	(织	(うち消費税等)								
履行期	田	今和 5 年	2 H 2 7 F	I K目 か									
//复1 J // /J	用	令和 5年 3月27日限り											
長		_	ф		_								
			業	務	\mathcal{O}		大		要				
防風ネット基本設計 一式			一式										



1:10,000

業務数量総括表

業務名 令和4年月	更河川事推第1-4号		当初	業	重 土木設計	業務
津市モー	ターボート競走場防風ネット改修に係る	基本設計業	務委託	項] 防風ネッ	ト設計
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
防風ネット設計		式		1		
防風ネット設計		式		1		
防風ネット基本設計		式		1		
防風ネット基本設計		式		1		
共通		式		1		
共通(設計業務)		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		業務		1		

業務数量総括表

業務名 令和4年度			当初	業利		業務
津市モーク	ターボート競走場防風ネット改修に係る	基本設計業	務委託	項目	共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
関係機関打合せ協議		機関		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費(率計上)(設計)		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費(設計)		式		1		
直接原価		式		1		

業務数量総括表

	度河川事推第1-4号		当初	業	重 設計業務	
	ターボート競走場防風ネット改修に係る			項目		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
設計業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

令和4年度河川事推第1-4号

津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る基本設計業務委託

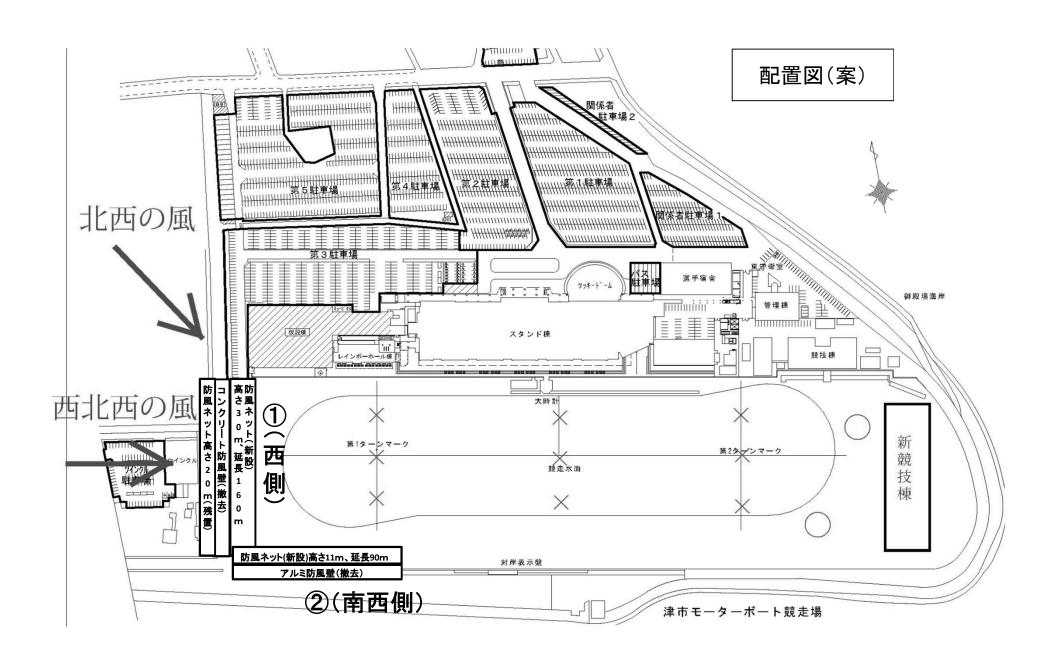
数量総括表

い゛ル1 : 防風ネット設計

いが : 共通

い゛川 : 直接経費

		業	务 委	託	数	皇里	総	括	表		
\v^*\\1	しへ゛ル2	\v_*.\r3		しへ゛ル4			レベル5		単位	数量	摘要
(工事区分)	(工種)	(種別)		(細別)			(規格)			双 星	加女
防風ネット設計									式	1	
	防風ネット設計								式	1	
		防風ネット基本設計							式	1	
			防風ネ	ット基本語	设計				式	1	
共通									式	1	
	共通 (設計業務)								式	1	
		打合せ等							式	1	
				打合せ		着手時・	中間5回	• 納品時	業務	1	
			関係機	関打合せ	劦議		10		機関	1	
直接経費									式	1	
	直接経費								式	1	
		旅費交通費							式	1	
			旅費交通	費(率計上)	(設計)				式	1	
		電子成果品作成費							式	1	
			電子成果	品作成費(設計)				式	1	



第1章 総 則

1. 業務の目的

設置位置等の比較検討を行い、防風ネットの仕様や概算工事費をとりまとめ、防風ネ ト改修工事を施工するための基本計画図書を作成することを目的とする。 本委託業務(以下「業務」という。)は、 てある既設防風壁の劣化・損傷が著しいことから、新たに設置する防風ネットの 津市モーターボート競走場の競争水面に設

2. 一般仕様書の適用範囲

特記仕様書に従い行わなければならない。 業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様について

3. 費用の負担

受注者の負担とする。 業務の検査等に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっ 4 も、原則と

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、 関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

らない。 受注者は、常にコンサルタントと しての中立性を堅持するように努めなければな

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし てはならない。

7. 公益確保の責務

いように努めなければならない。 受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害す \mathcal{O} 1 \sim の浦

8. 提出書類

の書類を提出しなければならない。 受注者は、業務の着手及び完了にあた S て津市の契約約款に定めるものの外、 기 빤

- (イ) 着手届 (口) 工程表 業務担当責任者届 11 職務分担表
- (ホ) 完了届 (へ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようと なる \cap きは、その都度承認を受け Ø 303 4

9. 管理技術者および技術者

受注者は、 に、高度な技術を要する部門については、 ければならない。 管理技術者および技術者をもって、 相当の経験を有する技術者を配置しな 秩序正しい業務を行わせると \sim

- (2)管理技術者は、 **監理を行わなければならない。** 構造及びコンクリート構造物部門)の資格保持者とし、業務の全般に渡り技術的 の履行に必要な知識と経験を有する技術者(技術管理者)あるいはRCCM(鋼 技術士 (建設部門(鋼構造及びコンクリート構造物))、 又は業務
- (3) 受注者は、 ならない。 業務の進捗を図るため、 契約に基づ く必要な技術者を配置しなければ

10. 工程管理

ければならない。 受注者は、 工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しな

|1. 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に津市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、 ない。 ただちに訂正しなければなら
- (3)業務の審査に合格後、成果品 の完了とする。 式を納品し、津市の検査員の検査を Œ. J 7 業務
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合 受注者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 関係官公庁等との協議

もってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするときまたは協議を受けたと 14 J,

13. 参考資料の貸与

準市は、 業務に必要な関係資料等を所定の手続き 7 J Y 貸与する

14. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記す B 4709

15. 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、 受注者の申請に ٦ Ø

|6. 疑義の解釈

頃については、 本仕様書に定める事項について、 発注者 と受託者の協議のう 疑義を生じた場合または本仕様書に定めない事 Ņ 1 れを定める

第2章 調査・計画

1. 一般的事項

合せを行うものとする。 について十分な検討を加えるとともに、問題点および疑義が生じた時は遅滞なく打 受注者は、調査および計画にあたり、 事業の施工、施設の維持管理、総合的効果等

2. 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

(3)

第3章 設 計

1. 設計基準等

に基づき、津市と協議のうえ、 設計にあたっては、津市の指定する図書および本仕様書「第6章 その基準となる事項を定めるものと 準拠す する。 W W 炵

2. 設計上の疑義

2 らない。 設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議のう Ņ これらの解決にあたらなければ

3. 設計の資料等

設計の計算根拠、 資料等はすべて明確にし、 整理し て提出しなければならない。

4. 事業計画図書等の確認

業計画図書、 受託者は、 「第2章 しゅん工図書等の確認をしなければならない。 計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事

第4章 照 查

1. 照査の目的

4 なければならない。 受注者は、設計図書に誤りがなく N らに業務の高い質を確保するために照査を行

2. 照査の体制

なければならない。 受注者は、遺漏なき照査を行うため、 相当な技術経験を有する照査技術者を選任し

3. 照查技術者

グロゾ 履行に必要な知識と経験を有する技術者(技術管理者) 照査技術者は、 クリー ト構造物部門)の資格保持者とする 技術士 (建設部門(鋼構造及びコンク あるいはR C C M (鋼構造及 \bigcup ト構造物))、又は業務の

第5章 提出図書

1. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 基本設計図書 A 4 判製本(金文字製本)
- (2) 打合せ議事録

一 共

(3) 電子データ

第6章 準拠すべき図書

1. 準拠すべき図書

ほかに、下記に掲げる図書の最新版に準拠して行うものとする。 業務は、三重県業務委託共通仕様書に記載がある「主要技術基準及び参考図書」の

- (1) 発注者の道路埋設標準定規
- 2) 宅地等開発事業に関する技術マニュアル (三重県ホームページ)
- (3) 津市開発技術基準 (津市ホームページ)

2. 上記以外の図書

ない。 上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければなら

〔業務委託特記仕様書〕

1. 特記仕様書の適用範囲

書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。 本仕様書は、「業務委託一般仕様書」の第1章の2に定める特記仕様書と $\c \c$ 本仕様

2. 業務の概要

本業務は、以下の構成とする。

- 1) 基本設計業務
- 1) 現地踏査
-)資料収集
-)施工計画検討
- 4) 防風ツミュワーション
- 5) 防風ネット基本設計
- 6) 仮桟橋基本設計
- 7) 撤去及び移設検討
- 8) 概算工事費
- 9) 照酋
- 10) 報告書作成

3. 業務の内容

(1) 現地踏査

必要に応じて、踏査を行わなければならない。現地の状況を示す写真と共にその結 況を把握すること。 要な施設整備状況、防風ネット設置予定箇所の地形・建築物の状況、周辺家屋の状 果をとりまとめる。 津市モーターボートレース場敷地内外の現地踏査を行い、防風ネット設計に必 区域外であっても改修工事の施工に関連する区域については

(2) 資料収集

等の資料を整理確認し、基礎資料とするこ 確認したうえで、収集しなければならない。また、既存の防風ネッ 業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を $_{\circ}^{\circ}$ 卜実施設計図書

(3) 施工計画検討

基本計画での検討を基に以下の内容について必要な計画以下の内容について、必

- 工事実施にあたっての、 についても説明する。 件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画 交通処理計画、施工方法、 施工順序、 補助工
- ・施工方法、施工順序及び施工機械
- ・材料及び作業機械の搬入計画
- 概略工事工程計画
- ・施工ヤード計画
- 工事中の計測計画
- ・施工あたっての留意事項

(4) 防風シェュレーション

1) 配置形状作成

及び防風ネットの配置を行う。 既存資料及び現地調査を行い、現況の建物等を把握し、 \mathcal{H} 7 それら構造物

2) 解析空間作成

ータ解析を行うため、1)で作成した空間データの作成を行う

3) 数值計算·結果図作成

防風シミュレーションを行い、結果図を作成する。

●ツ叭ょワーツョンの架弁

- シミュレーションにて検討する風の方角は、競争水面西北西側及び北西側 の風の2方向(別紙配置図(案)参照)と 0m防風ネット、西側コンクリート防風壁、南側高さ11mアルミ防風壁) と新設防風施設と効果比較を行う。 し、既存防風施設 (西側高さ 2
- 2 新設する防風ネットの仕様で、競争水面の第2ターンマーク奥及び本番と 哲えられる緊の、 ット周辺(別紙配置図(案)「〇」マーク部分)の風速が6 西側からの最大瞬間風速の算出を行う。 ~7m程度に
- ω. 水面上の何点かのポイント 111 Ц フーツョン元 て算出を行う。 (別紙配置図(案)「×」マーク部分) の風速

(5) 防風ネット基本設計

1) 設計計画

要、実施方針、 準の確認をする。 業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行う。 工程計画、人員配置計画の決定し、使用する主要な図書及び基 上記に関する作業計画書の作成を行う。

2) 設計条件の確認

関係法令、既存施設の課題、事業計画の内容を確認する。

●本業務の設計条件(別紙配置図(案)参照)

- 1.新設する防風ネットの高さは西側30m、南西側1 ①②箇所) \vdash m(別紙配置図(案)
- \aleph ①箇所既設防風壁(コンクリ を撤去する。 1 下版壁)、 ②箇所既設防風壁 $\widehat{\varphi}$ レッ 騒)
- 3. ①箇所既設防風ネット(高さ20m) は残置する。
- 4. 防風ネットは昇降式とする。
- ე ე 西側防風ネットは直線的に設置し、南西側防風ネットの取り合い部分は 直角 (南西側に巻いて設置等行わない) の方向とする。
- 6. 西側及び南西側防風ネットの新設位置は、第1ターンマー 程度離れた場所に設置する。 V から ∞ ŋ \exists
- \neg 存する。 撤去及び設置に伴う仮桟橋 (仮ステージ) は西側のみ維持管理のた (本設とする) め残
- ∞ 西側防風ネッ ト(案):充実率約60%、高 N ω 0m、延長約1 6 $0~\mathrm{m}_{\circ}$
- 南西側防風ネット(案): 充実率約60%、 파 N 1 m、延長約 9 $0~\mathrm{m}_{\circ}$
- 0. 付帯施設における検討
- ・救助艇の待機場所の新設(屋根付き)
- ・横断幕掲示場所の新設
- ロンクリート防風壁を撤去後の目隠しフェンスの設置
- ステージ前の消波装置の新設
- 約がある施工方法・工程の検討。 スを運営しながらの施工、 他工事との調整が必要となるため、
- \vdash 2. 防風冷 の検討。 ットは昇降式を考えているため、 制御盤設備及び電気配線計画

3) 比較形式選定

状を決定する を加えて比較案を3案程度選定し、 構造への影響を考慮した支柱構造を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、 比較形式の選定に当た (1 $\overset{\circ}{\sim}$ J 7 防風ネッ 監督員と ト条件を基に、 協議の上、支柱形式、支柱一 插工件、 経済性、 評価 衆患 基礎

4) 概略設計計算

ものとする。 比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力や概略安定計算を行 ٧V

5) 基礎工検討

本体工の比較繁に対し て、一般的な構造の中から対応する \sim 思われる 媬 49

選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。 J ては、監督員に提案し指示を受けてこれを行うものとする。 その他の基礎工の検討にあた

6) 概點設計図

体概要図を作成する 上記までの検討結果に基づき ものであり以下の内容について記載するものとする。 、概略設計図を作成する。 概略設計図は構造全

- 1. 側面図
- 2. 平面図
- 3. 断面図
- 4. 設計条件
- 7) 協議資料の作成

各協議の資料を作成する

(6) 仮桟橋基本設計

1) 設計計画

要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定し、使用する主要な図書及び基 準の確認をする。 業務の目的・主 旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行う。 上記に関する作業計画書の作成を行う。

2) 基本事項の検討

するもとのし、南西側は施工後撤去を行う。 び防風ネット新設するための仮ステージである。西側のみ維持管理のため残存 仮桟橋は既存防風壁(西側コンクリート防風壁、南側アルミ防風壁)の撤去及 施工計画検討など を考慮し て施工方法も検討した上で基本設計を行 ٧V [1 $\overset{\circ}{\smile}$

3) 配置設計

基本事項で検討された構造物の配置を計画し、 概略設計図を作成する

(7) 撤去及び移設検討

1) 設計計画

要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定し、使用する主要な図書及び基 準の確認をする。 業務の目的・主旨の把握や特記仕様書に示す業務内容の確認を行う 上記に関する作業計画書の作成を行う。 業務概

2) 基本事項の検討

いらない計画とする 撤去する期間はレー ٧٧ 防風ネットの施工上撤去する防風壁の範囲と方法に こと。また、撤去に伴う付帯施設の移設について検討を行 ス開催日程も考慮し必要最小限と し、住民環境に負担を強 ついて検討を行 ٧V 1

付帯施設の移設における検討

- 救助艇の待機場所が新設されるまでの待機所の移設検討
- 2. 競技用レース信号灯の移設検討
- 3) 設計図作成

基本事項で検討された撤去図及び付帯施設移設図の概略図を作成する。

(8) 概算工事費

議した単価とする。 概略数量をもとに、 全体の概算工事費を算出する。 算定の際は、監督員と協

(9) 照査

照査技術者は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行う。

- 1. 条件の確認内容に関する照査
- 2. 検討の方法及びその内容に関する照査
- 3. 防風シミュレーションの条件に関する照査
- ・成果品内容について

(10) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成する。

$N_{0.1}$

特記仕様書

(設計業務条件-

・覧表)

20

⁽注)1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

 $N_0.2$

t t	照査技術者の実施		明示事項(条件及び内容) 図
	照 の 関 本 体 者	- - - - - - -	技術者は、(□ 下記の者 図 下記のいずれかの者) とする。 図 技術士 (図 建設 部門 無意及びコングリート 科目、 □ 部門・科目を問わない) 図 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) 図 R C C M の資格保持者 (図 無意及びコングリート 部門、 □ 部門を問わない) 「 図 無意及びコングリート 部門、 □ 部門を問わない) 古
#	4	Ś	等着手時及び成果物納入時
#	打合七等	Š	設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するとする。
			中間打合せ回数は 5 回とする。 中間打合せについては、管理技術者が出席するも 照査技術者については (2 設計業務着手時 以 成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)
Q	資料の貸与	Ď	発注者の貸与する資料は、次のとおりと(測量及び地質調査データは、11月上

⁽注)1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

$N_{0.3}$

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

⁽注)1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。 場合で、市が必要と認めたときには、 払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した 請負代金の額が130万以上の契約において、 契約額の10分の3以内で、かつ 受注者が公共工事の前

特記仕様書

済の権全が落廃を図ることに関し、必要が事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1. 受注者等の責務 (1.) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2.) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (2.) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3.) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下譜契約等を締結しようとするときは、下譜契約等の相手方と対等な労使関係を構築するとともに、下譜契約等を締結しようとすなければならない。 (4.) 受注者等は、外働者と対等な労力が重定である意に基づいた適正な契約を活わなければならない。 (5.) 受注者等は、不計の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (6.) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づきるとき、又は資材等を適正に履行しなければならない。 (6.) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づきるの他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 (6.) 受注者等が次の各号のいずれかに該当するとさは、当該公契約の解除、受注者等は、受力の解除等であることができる。 (1.) 条例第7条第1項の規定による報告を息り、者しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立人検査を指み、妨げ、者しくは忌避し、者しくは重問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2.) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3.) 条例第8条第2項の規定によるの規定に違反したとき。 (4.) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。	+ E
本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じな かった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められ た契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製 品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。 本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経	配慮依賴事項
1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 とき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 なお、受注者等のが不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。	
27 7	特記事項 暴力団等の不当介 入の排除等
行記14次書 	

特記仕様書

	新型コロナウイルス 感染症の拡大防止 措置等		特記事項 労働環境の確保に 係る誓約事項	
2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・体憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保力ことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。図るものとする。1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。	直約金衡収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の水め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による報告の水め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施労に始力すること。 8 労働報酬下限額の運用について、同意を得ること。 6 (以下「対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 6 津市が行うアンケート調査について協力すること。 2 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査について協力すること。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働表記に関して行う事務は、準市公契約条例労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、準市公契約条例労働報酬下限額の運用に関する津市公表、適切に履行すること。 (7) (1)から(6)に掲げるものの運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。 (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。	条件等及び内容 津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守する ことを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への涌報、指名停止、契約解除及び	